

令和元年度 第2回

地域包括支援に関する会議

資料 1

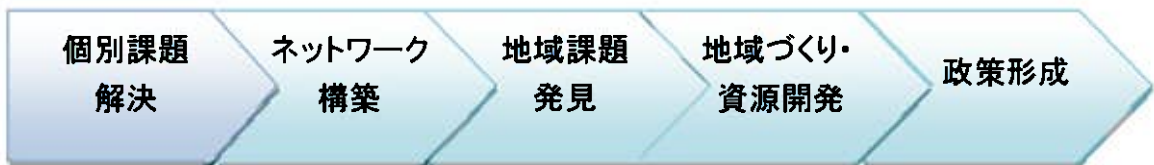
2 議事

(1) 地域ケア会議の実施状況について

地域ケア会議について

- 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールである。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる。

国が示す地域ケア会議の役割



北九州市での実施

地域包括支援センター

保健福祉課

市レベル

【地域ケア個別会議】

自立支援により一層の主眼を置き、専門職からのアドバイスを加えて実施

【包括ケア会議】

- ◆地域ケア個別会議の報告・地域課題の検討
- ◆訪問介護の回数が多いケアプラン検証（平成30年12月開始）

【高齢者支援と介護の質の向上推進会議】

実施主体	会議の種類	地域ケアの5つの種類				
		個別課題 解決機能	ネットワー ク構築機能	地域課題 発見機能	地域づくり 資源開発機能	政策形成 機能
地域包括支援 センター 【地域レベル】	地域ケア 個別会議	○	○	○	○	×
保健福祉課 【区レベル】	包括ケア 会議	○	○	○	○	×
市 【市レベル】	高齢者支援 と介護の質 の向上推進 会議	×	○	○	○	○

平成30年度 地域ケア個別会議（地域ケア会議）実績報告

1 会議開催状況

(1) 開催回数

237回

定例開催：140回（概ね2ヶ月に1回）
 随時開催：97回（必要時）

(2) 出席者

- ア 事例に関わる介護保険事業者（通所系サービスの担当者、訪問系サービスの担当者）は、ほとんどの会議に参加。
- イ 状況に応じて本人・家族、地域支援者（民生委員等）が参加。
- ウ アドバイザーは、区役所の理学療法士または作業療法士がほぼ毎回参加、事例に応じて管理栄養士や地域担当保健師、地域支援コーディネーター、在宅医療・介護連携支援センター職員等が参加。
- エ その他は精神保健福祉相談員、難病支援担当（行政）、歯科医師（行政）、歯科衛生士（行政）、権利擁護センター職員、警察、施設関係者（相談員等）、市営住宅ふれあい巡回員などが関係者やアドバイザーとして参加。

出席者（職種）		延べ人数
出席者・アドバイザー	本人	39
	家族	24
	地域住民（民生委員含む）	31
	介護支援専門員	118
	通所系サービスの担当者	102
	訪問系サービスの担当者	93
	福祉用具事業者	59
	医療関係者	32
	理学療法士または作業療法士	203
	管理栄養士	96
	地域担当保健師	19
	地域支援コーディネーター	147
	統括支援センター（アドバイザー）	119
	保護課ケースワーカー	31
その他	273	
小計	1,386	
主催者	地域包括支援センター	699
オブザーバー	統括支援センター	374
合計		2,459

2 検討事例

(1) ケアマネジメント担当者別事例件数

- ア 地域包括支援センターが担当・・・179件 【参考】平成29年度 150件
イ 居宅介護支援事業者担当・・・ 58件 【参考】平成29年度 15件

(2) 選定理由

選定理由（重複あり）	該当数
要支援認定者	184
困難を感じている事例	59
地域課題	21

※地域包括支援センターは自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上と運営能力習得のために、自立支援に関わる事例を主に選定。

居宅介護支援事業者はケアマネジャーが処遇困難と感じている事例や地域包括支援センターにケアマネジャーが相談をした事例を主に選定。

(3) 会議機能別該当数

会議の機能	該当数（重複あり）
個別課題解決	230
ネットワークの構築	49
地域課題発見	34
地域づくり資源開発	7

3 実施結果

- 多職種の関係者で、事例の課題の見通しや優先順位を踏まえた具体的な支援内容を検討することで、アセスメントやケアプランを見直すことができ、適切な支援につながった。
- アドバイザーに参加してもらうことでより専門的なコメントをもらうことができ、介護事業所等出席者のスキルアップにつながった。
- 新たな地域課題の発見につながった。（詳細は別紙参照）
- 地域支援コーディネーターがアドバイザーとして参加し、地域のサロン等、地域の社会資源情報の発掘、創造につながった。
- 居宅介護支援事業者からの事例も増え、困難事例の解決や地域課題の検討、情報提供につながった。

4 包括ケア会議への報告

各区で2ヶ月に1回開催している包括ケア会議で、地域課題を含めた検討結果の報告をしており、構成員から助言を受けるとともに、介護保険制度だけでは解決できない地域課題について共有している。

5 今後の課題

- (1) できるだけ多くの事例を検討できる地域ケア個別会議の効果的な運営
- (2) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの推進につながる会議の持ち方
- (3) 地域課題の解決に向けたネットワークの構築

6 その他

平成30年12月から地域ケア会議（包括ケア会議）において「訪問介護の回数が多いケアプランの検証」を行っている。平成30年度は28件を受け付け、そのうち包括ケア会議での検証実施は3件であった。

平成30年度 地域ケア個別会議における地域課題について

<地域課題34件のうち主な内容(抜粋)>

項目	内 容 ・ 背 景
集う場 (12件)	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンや交流の場を増やす必要がある ・サロン活動のお世話係が不足 ・ふれあい屋食会が廃止された ・サロンを開催する場所の問題 (類似公民館の老朽化、部屋が2階、坂の上にある、高齢者が長時間座っても疲れない椅子がない) ・比較的若い対象者には向かない ・趣味を通じた集いの場がない ・老人会がない地域
見守り (9件)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の介入を拒む ・他都市からの転入者は地域のつながりが弱い ・地域の関係性が希薄 ・認知症に対する地域の理解不足
外出 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が単独で外出する手段がない ・猪が出るため安全に外出できない ・運転免許返納した場合の代替え ・タクシーに代わる移動方法がない
買い物	・近所の朝市や移動販売の情報が地域の中で共有されていない
ゴミ出し	・近隣も高齢者で、ゴミ出しの依頼は難しい
離島の介護問題	・訪問介護のサービスを提供できる事業所が不足
災害時の支援	・災害時要援護者リストにのらない孤立した高齢者や障がい者の支援
介護保険制度に対する意識	・地域によって「介護保険を使って当然、使わなければ損」という風潮がある

■地域ケア個別会議で検討後の対応例

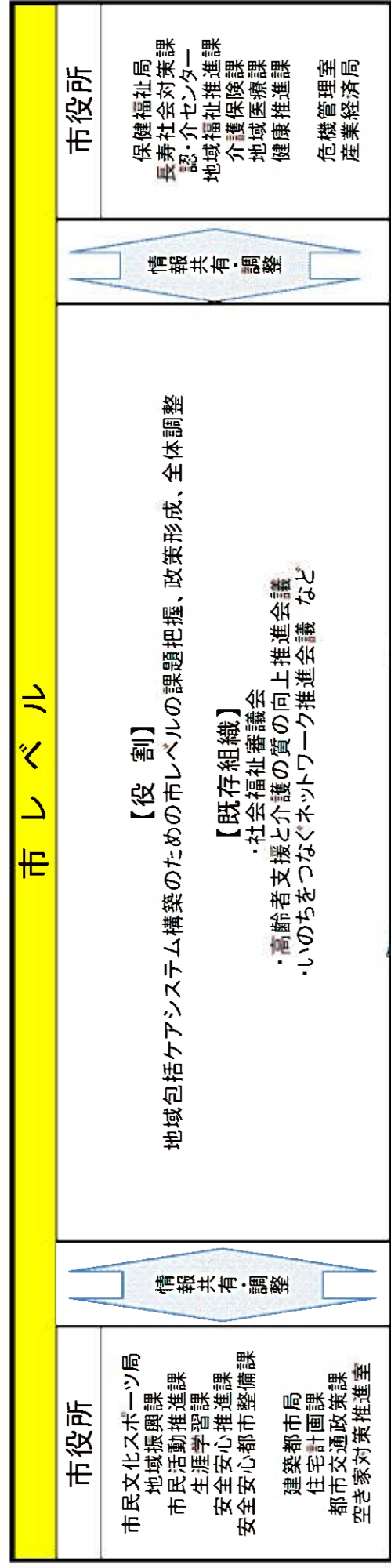
- ・サロンの新規開催調整や対象者がつながる仕組みづくり等を地域支援コーディネーターと地域で検討
- ・地域と話し合いの上、民生委員以外の協力できる見守り体制を構築
- ・地域で認知症の方への対応方法等学習会を実施

■包括ケア会議での意見(一部抜粋)

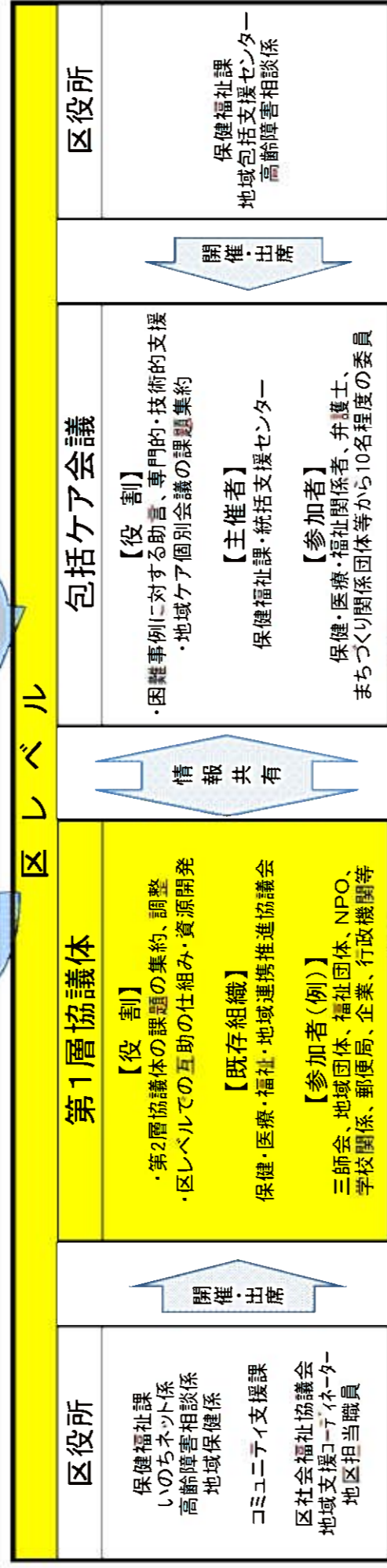
- ・サロンはもてなし型でなく参加型のほうが地域の負担がないのでは?
- ・見守り体制を作る時に個人情報保護法が障壁にならないような配慮が必要では?
(本人の意思を表明できるツールがあれば本人の意思を尊重できる)

■今後、だれが、いつ、どのように解決すればよいか検討が必要。

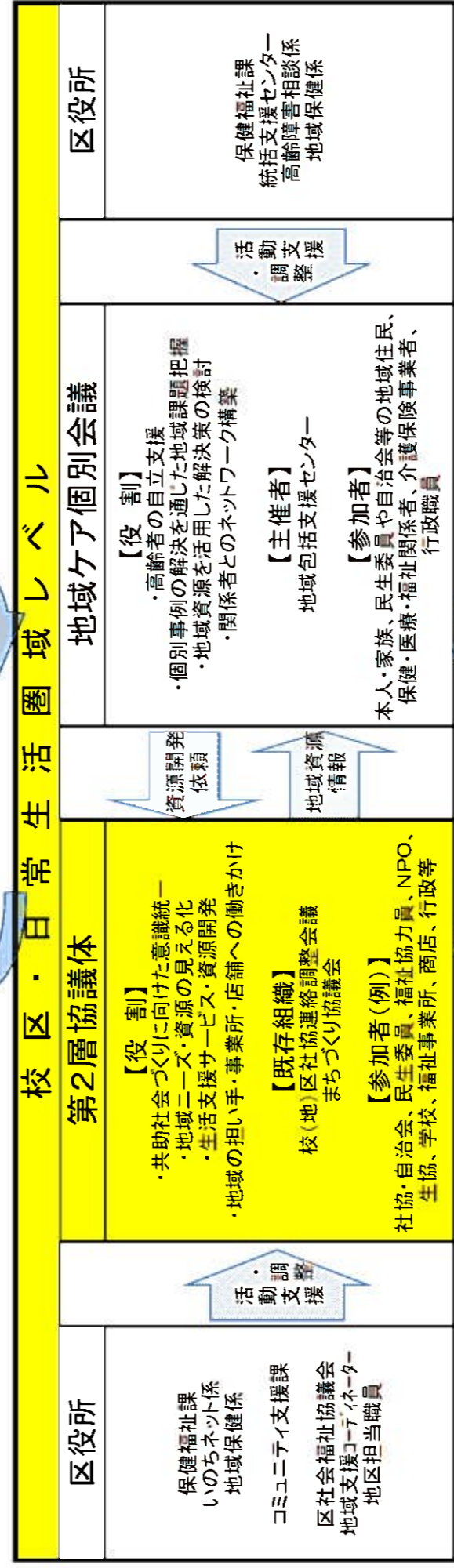
地域包括ケアシステム構築に向けた地域の体制づくり(イメージ)



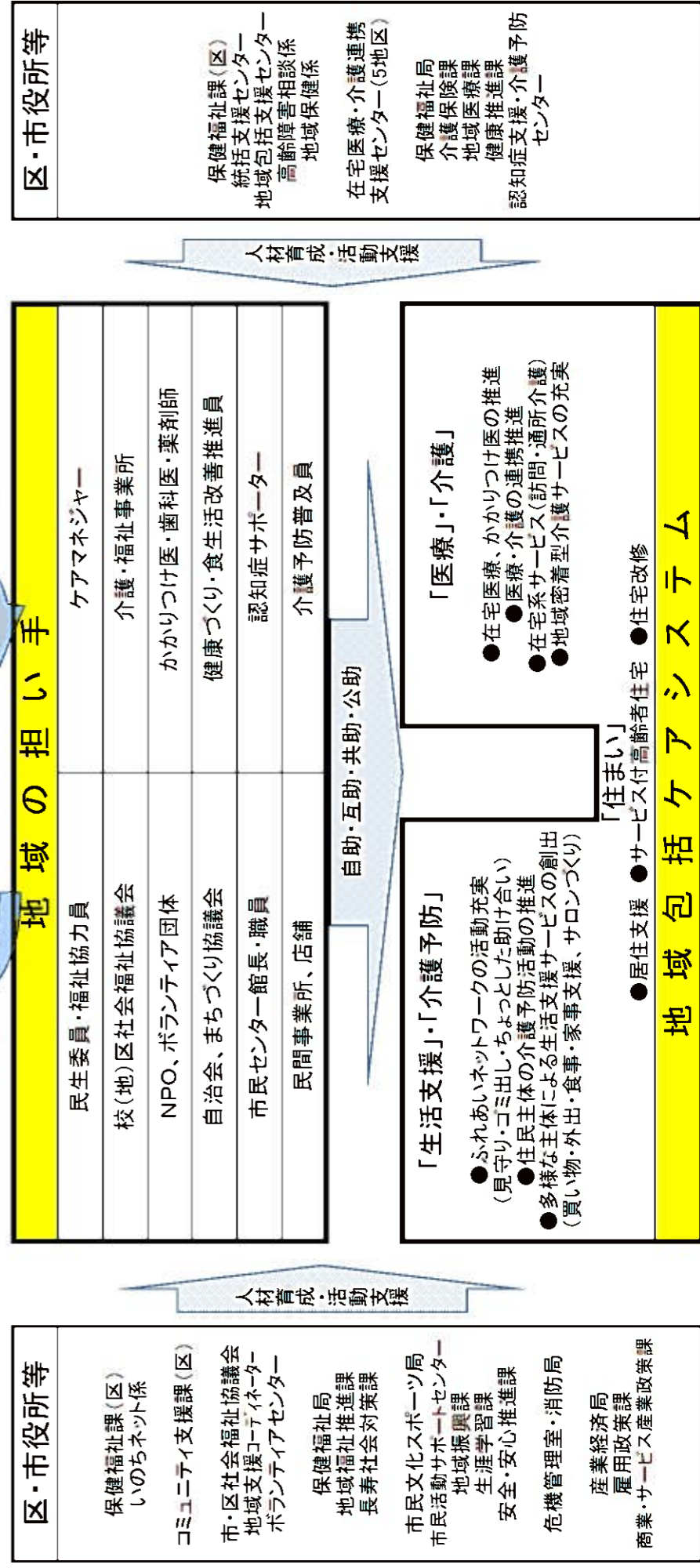
広域課題 政策要望 → 広域での課題解決・資源開発 政策効果



広域課題 → 広域での課題解決・資源開発



協議への参加 協議要望 → 人材発掘・育成 活動促進



地域包括ケアシステムの構築に向けた校区の「作戦会議」(協議体)

～校(地)区社会福祉協議会を核として多様な住民や団体が参加する協議・連携・実践の場～

地縁団体

【役割】 参加呼びかけ、広報、資金集め 【メリット】 加入者の利便性向上による加入率の向上
まちづくり協議会、自治会、PTA、老人クラブ、婦人会、消防団、子ども会 など

住民・ボランティア・プロボノ(専門を活かしたボランティア)

【役割】 情報・知識・能力提供、企画・運営への参加 【メリット】 生きがい・仲間づくり・安心感・自己有用感
民生委員・児童委員、福祉協力員、健康づくり推進員、食生活改善推進員、認知症カフェマスター、
介護支援ボランティア、またきゆう体操・ひまわり太極拳普及員、消防団員、スクールヘルパー、福祉系大学の学生、
企業社員、市議会議員、企業・市職員OB など

学生の参加

校(地)区社会福祉協議会

事業者・NPO等

【役割】 施設・設備、専門知識、サービスの提供 【メリット】 地域との協働による効果的な事業展開
医療・介護・福祉施設、宗教施設、薬局、店舗、協同組合、シルバー人材センター、
大学、スポーツジム、タワンスパ、新栄社、産婦人科、産婦人科、NPO など

行政等

【役割】 情報提供、運営支援 【メリット】 地域との協働による効果的な福祉の実現
いのちネット担当係長、地域支援コーディネータ、地域包括支援センター、校区担当保健師、
認知症支援・介護予防センター、市民センター館長、社会教育主任、生涯学習推進コーディネータ、
警察署、消防署 など

専門職の参加

目指す地域像の共有、生活支援ニーズ・地域資源の把握、参加の呼びかけ、計画・評価
それぞれの得意を活かした連携による生活支援の仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるための「3つ」の作戦～

～全員参加と地域資源の組み合わせによる「三方よし」の地域づくり～

作戦その1 通いの場づくり

いきがい・健康づくり、交流の場

- 高齢者サロン
- 認知症カフェ
- 暮らしの保健室
- 寺カフェ・終活支援
- 地域食堂
- ふれあい昼食交流会

地域でGOGO健康づくり



健康づくり、介護予防指導

地区担当保健師
介護施設・医療機関

住民1体の認知症予防・介護予防活動の支援

認知症支援・介護予防センター

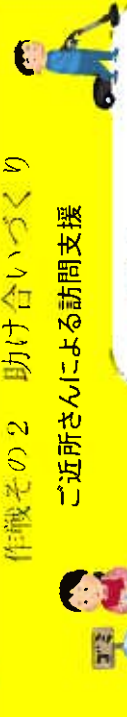
作戦その2 助け合いづくり

ご近所さんによる訪問支援

ふれあいネットワーク(社協)
友愛訪問(老人クラブ)
安否確認、話相手、情報提供
ゴミ出し・車検換え など

有償ボランティアによる生活援助
送迎、買い物同行、掃除・調理の手伝い
食事のおすそ分け、副教材の配布
家具、車など信物の運搬・移動・処分
家族不在時の子ども・認知症者等の見守り
など

地域生活支援相談員



仕組み構築・運用と探
コーディネーター研修

市・区社会福祉協議会

作戦その3 サービスづくり

事業者・NPO等による生活支援サービス

- 乗り合いタクシー・バス
- 配食サービス
- 移動販売



NPOの育成
地域とのマッチング

市民活動サポートセンター

担い手の育成、地域とのマッチング

社会福祉ボランティア大学校

年長者研修大学校

生涯現役夢追塾

生涯学習センター

市・区社会福祉協議会

地域支援コーディネーター

地域包括ケアシステム構築に向けた意識の醸成、多様な主体の協働促進、作戦会議の運営支援

いのちをつなぐネットワーク係
地域包括支援センター

地域生活支援活動推進事業について

1. 事業概要

(1) 目的

社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するため、小地域福祉活動の要となる校(地)区社協を組織化し、その活動の基盤となる「ふれあいネットワーク活動」を推進してきました。しかしながら、少子高齢社会の進展に伴い、地域福祉課題は複雑・多様化し、「ふれあいネットワーク活動」の更なる充実が求められています。

そのため、今まで校(地)区社協支援に取り組んできた区事務所職員(主事や地域支援コーディネーター等)に加え、校(地)区単位に生活支援コーディネート機能(地域住民が担う非常勤の地域生活支援相談員)を導入し、地域の生活支援力の向上に努めることとします。

(2) 実施主体

北九州市社会福祉協議会

(3) 事業内容

市民センター等に校(地)区社協の推薦による地域生活支援相談員(非常勤職員)を配置

【地域生活支援相談員の主な業務内容】

- ① 生活支援を必要とする者の把握及び相談
- ② 生活支援活動を担う地域住民等の把握、発掘、養成
- ③ 要支援者のニーズと活動者の生活支援活動の需給調整(マッチング)

【配置校(地)区】

平成30年12月3日～	: 高須地区(若松区)
平成31年3月1日～	: 庄司校区(門司区)
平成31年4月1日～	: 若園校区(小倉南区)
令和元年6月3日～	: 貫校区(小倉南区)
(配置予定)	: 松ヶ江北校区(門司区)

(4) 事業による効果

- ① ふれあいネットワーク活動の充実・強化
 - 生活課題の把握に向けた見守り活動の充実
 - 校(地)区単位的生活支援コーディネートによる助け合い活動の充実・強化
 - 地域福祉活動者の増強
 - 校(地)区社協活動の活性化 etc.
- ② 組織の発展・強化
 - 市民センター等における生活支援コーディネート(VC)機能の導入
 - 事業を通じた共同募金等寄付文化の醸成
 - 有償生活支援サービス等による小地域福祉活動の財政基盤の整備 etc.
- ③ 地域共生社会の実現に向けた地域の相談・支援体制の構築
 - 地域の活動者、要支援者にとっての身近な相談場所の確保
 - 既存の制度では対応の難しい生活支援ニーズへの対応
 - 地域支援コーディネーターと連携した新たな生活支援サービスの開発 etc.

(5) 事業実績（令和元年度4月～10月）

①校(地)区社協の助け合い活動の活性化

地域で生活支援活動を行っている住民や活動希望のある住民の相談・把握を行うとともに、校(地)区社協の助け合い活動の充実に向けた支援活動を行っています。

■活動希望の相談及び校(地)区社協活動支援：159件

※地域団体や社会福祉施設への協力要請・協議なども含む

■新規活動者の把握（発掘）：65人

②要支援者の相談・把握及び生活支援ニーズの把握

福祉協力員や民生委員・児童委員と連携して、要支援者の把握をするとともにその生活支援ニーズを把握する訪問や相談を行いました。

■相談内容別相談件数

内容	ゴミ出し	掃除	同行	代行	薬の整理	電球交換	家具移動
件数	61件	14件	31件	51件	4件	1件	5件
内容	荷物整理	家具修理	草取り 庭木剪定	携帯、 PC操作	見守り	その他 (相談のみなど)	合計
件数	2件	10件	23件	21件	26件	95件	344件

③生活支援活動の需給調整（マッチング）

把握した要支援者やその生活支援ニーズに対して、適当な生活支援活動を実施している校(地)区社協等地域の生活支援活動や行政・民間サービスにつなぐ需給調整（マッチング）を行いました。

■需給調整（マッチング件数）

調整先	校(地)区 社協	市社協	地縁団体 (民生委員等)	行政機関 (地域包括等)	社会福祉 施設関係	企業・ 業者等	合計
(件数)	159件	2件	26件	15件	7件	16件	225件

■マッチングを行った地域の生活支援活動

内容	ゴミ出し	掃除	同行	代行	薬の整理	電球交換	家具移動
件数	62件	14件	71件	38件	4件	1件	5件
内容	荷物整理	家具修理	草取り 庭木剪定	その他			合計
件数	2件	5件	21件	32件			255件

2. 実施校(地) 区の配置・活動状況

(1) 高須地区(若松区)

①配置概要

平成30年12月3日付で相談員を2名配置

活動日時：週4日間の4時間勤務

活動場所：高須市民センター

②地域生活支援相談員の活動件数(平成30年12月～令和元年10月)

	活動者の発掘	要支援者の相談		需給調整		生活支援活動 (住民主体)
		支援依頼	相談のみ ※調査等含	調整完了	調整依頼のみ	
平成30年度 (12月～3月)	24人	32件	32件	32件	0件	8件
令和元年度 (4月～10月)	5人	104件	8件	102件	2件	108件

※随時、相談員による見守り対象者への訪問・相談活動を実施

③支援依頼の形態

- ・依頼者本人が来所・電話にて支援依頼
- ・福祉協力員、民生委員・児童委員等より相談員に見守り対象者等の支援依頼
- ・地域包括支援センター等より相談員に支援依頼
- ・サロン等で把握した支援希望者情報を相談員に連絡

④生活支援活動実施状況(令和元年度)

活動内容	件数	活動例(対象者等)
ゴミ出し	22件	月1回のゴミだし(85歳、要介護2) 不定期のゴミだし(夫が認知症の二人暮らし家庭)
掃除	14件	家の草取り、剪定など
同行(買物・通院等)	1件	買物の付添(75歳、一人暮らし)
代行(買物)	39件	グリーンコープの注文・受け取りを代行
電球交換	1件	電灯取り替え(83歳、要支援2)
家具移動	5件	粗大ごみの玄関先までの移動(84歳、要介護1)など
荷物整理	1件	庭の荷物整理(77歳、要介護2)
家具等の修理	3件	外れた網戸の整備と再設置(88歳、一人暮らし)
その他	22件	庭木剪定、施設入所のための荷物整理 など
合計	108件	

※その他

- ・日中一人でいる時間が長く孤独で寂しい
→福祉協力員の見守り活動及びサロン、ふれあい昼食会への参加につなげる。

⑤生活支援活動者の状況

区分	生活支援活動提供登録状況（令和元年6月末現在）
団体活動提供者	たかすちょこっと応援タイ ※登録メンバー数：29名（男18名、女11名） ※有償（100円×5枚綴のチケットを販売。10分：100円）
個人活動提供者	登録者数：5名 ※無償の助け合い活動を行っている（向こう三軒両隣の活動）

⑥相談員配置による効果

ア 福祉協力員、民生委員・児童委員との連携による見守り活動の充実

- 相談員の活動場所（市民センター）が活動拠点となり、相談員、福祉協力員、民生委員・児童委員が地区ごとに集まり、情報共有及び要支援者のマップ作りを実施。
- 相談員と福祉協力員や民生委員・児童委員が同行して見守り対象者宅を訪問し、生活支援ニーズの聞き取りを実施
⇒見守り活動時に具体的な生活支援ニーズを聞き出しやすくなった。

イ 地域支援コーディネーターとの連携による生活支援体制の構築

- 効果的な広報活動の実施
⇒相談員をPRするマグネット作成、見守り対象者への配付
- 地域住民と社協サービス、行政サービスをつなぐ円滑な相談体制の構築
- 地域から孤立しがちな要介護者・要支援者の地域福祉活動へのつなぎ
（例）地域包括支援センターやケアマネージャーが把握している要支援者を地域支援コーディネーターや相談員につなぐことにより、要支援者の生活支援の一部を「たかすちょこっと応援タイ」が担うことになった。
⇒孤立しがちな介護サービス利用者と地域住民のつながりが生まれた。

ウ 協議体を見据えた連絡調整会議の充実

- 連絡調整会議において、相談員が把握している具体的な生活支援ニーズや生活支援活動の情報提供・共有による地域福祉課題に対する協議の活性化

(2) 庄司校区（門司区）

①配置概要

平成31年3月1日付で相談員を5名配置

活動日時：週5日間の3時間勤務

活動場所：庄司公民館

②地域生活支援相談員の活動件数

	活動者の発掘	要支援者の相談		需給調整		生活支援活動 （住民主体）
		支援依頼	相談のみ ※調査等含	調整完了	調整依頼のみ	
平成30年度 （3月）	2人	21件	0件	21件	0件	8件
令和元年度 （4月～10月）	3人	109件	56件	102件	7件	120件

③支援依頼の形態

- ・依頼者本人が来所・電話にて支援依頼
- ・福祉協力員、民生委員・児童委員等より相談員に見守り対象者等の支援依頼

④生活支援活動実施状況（令和元年度）

活動内容	件数	活動例（対象者等）
ゴミ出し	14件	古紙回収（83歳）
同行（買物・通院等）	66件	買い物に付き添い（78歳、一人暮らし）
代行（買物・通院）	3件	病院の支払い代行（89歳、一人暮らし）
薬の整理	4件	薬の管理（94歳、一人暮らし、認知症）
その他	33件	伐採作業、裁縫、携帯操作、修繕など
合計	120件	

※関係業者の紹介や地域包括支援センターへつなぐなどの対応も実施。

⑤生活支援活動者の状況

庄司校区では、従来の校（地）区社協や民児協が連携して行っている助け合い活動で対応している（無償）。現在、有償の助け合い活動について検討中。

⑥相談員配置による効果

ア 生活支援ニーズ・活動の記録・見える化

- 見守り活動で把握した生活支援ニーズや福祉協力員（ニーズ対応員兼務）が行っている生活支援活動が記録として残り、把握しやすくなった。

イ おたすけ隊の立ち上げ

- 現在の活動者だけでなく、活動者の増員に向けた若い活動者中心のお助け隊の立ち上げが行われている。（10月現在30名程度）

(3) 若園校区（小倉南区）

①配置概要

平成31年4月1日付で相談員を2名配置

活動日時：週4日間の4時間勤務

活動場所：若園市民センター

②地域生活支援相談員の活動件数

	活動者の発掘	要支援者の相談		需給調整		生活支援活動 (住民主体) ※ゴミ出し
		支援依頼	相談のみ ※調査等含	調整完了	調整依頼のみ	
令和元年度 (4月～10月)	22人	15件	4件	11件	4件	8件

③支援依頼の形態

- ・依頼者本人が来所・電話にて支援依頼
- ・福祉協力員、民生委員・児童委員等より相談員に見守り対象者等の支援依頼

④若園校区の生活支援活動について

- ・ゴミ出しと買い物支援(代行)を中心とした生活支援サポーター(有償の活動)を立ち上げ、助け合い活動の実績を積み上げることで、助け合い活動の拡充を図る。
6～8月：生活支援サポーターの募集、
9月～：生活支援活動(ゴミ出し、買い物支援)開始

⑤相談員配置による効果

ア 福祉協力員、民生委員、自治会、老人クラブが連携した見守り活動

- 相談員配置を契機に、住民の困りごとを把握するため。各団体が持つ住民の情報を共有し見える化した福祉マップの作成(各町内ごとに作成)に取り組んでいる。

イ 助け合い活動の充実

- ゴミ出しや買い物支援といった生活支援サポーターを立ち上げたことにより、22名の活動者の確保につながった。

ウ 連絡調整会議の充実(協議体構築にも寄与)

- 相談員配置により、連絡調整会議の中で生活支援ニーズを把握する必要性や各団体間の連携の必要性について議論できている。
- 相談員配置前は、行事報告中心の連絡調整会議であったが、現在はグループ討議なども積極的に取り入れ、町内ごとに生活支援ニーズの把握方法や住民の生活支援ニーズの実態の意見交換が行われている。

(4) 貫校区(小倉南区)

①配置概要

令和元年6月3日付で相談員を1名配置

活動日時：週4日間の4時間勤務

活動場所：貫市民センター

②地域生活支援相談員の活動件数

	活動者の発掘	要支援者の相談		需給調整		生活支援活動 (住民主体) ※ゴミ出し
		支援依頼	相談のみ ※調査等含	調整完了	調整依頼のみ	
令和元年度 (4月～10月)	35人	21件	27件	10件	11件	19件

③支援依頼の形態

- ・依頼者本人が来所・電話にて支援依頼
- ・福祉協力員、民生委員・児童委員等より相談員に見守り対象者等の支援依頼

④貫校区の生活支援活動について

- ・ゴミ出しと買い物支援(代行)を中心とした生活支援サポーター(有償の活動)を立ち上げ、助け合い活動の実績を積み上げることで、助け合い活動の拡充を図る。
7～8月：生活支援サポーターの募集、
9月～：生活支援活動(ゴミ出し、買い物支援)開始

⑤相談員配置による効果

ア 生活支援活動を行うためのニーズ調査(アンケート)の実施

- 相談員配置前の実施であるが、生活支援活動を行うために貫校区全世帯(2,747世帯)を対象に、アンケート調査を実施。

イ 助け合い活動の充実

- ゴミ出しや買い物支援といった生活支援サポーターを立ち上げたことにより、35名の活動者の確保につながった。生活支援サポーター立ち上げのための協議・説明を連絡調整会議にて行うことにより、校区住民の生活支援の意識醸成につながった。

ウ 社会福祉施設等関係機関・団体との連携による生活支援サービスの創出

- 相談員が校区内の社会福祉施設や移動販売を行っている企業等に地域支援コーディネーターと訪問し、取組内容の聞き取りや校(地)区社協活動への協力をお願いを行っている。校区住民である相談員が訪問することで、協力のお願いが円滑に進んでいる。
※買い物に困っている住民を移動販売につないだり、JAの移動販売実施に向けた調整も行っている。

北九州市地域ケア会議設置要綱

(目 的)

第1条 高齢者が住みなれた地域で健やかに安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中心に、高齢者個人に対する支援の充実と、保健・医療・福祉サービスのみならずインフォーマルサービス等も含めた基盤整備（地域づくり）を推進するため、地域ケア会議を設置するもの。

(定 義)

第2条 地域ケア会議は、区保健福祉課、保健福祉局が主催し、設置する「保健・医療・福祉・地域関係者や学識経験者、行政職員等で構成する会議体」とする。

(組 織)

第3条 地域ケア会議は、次の各号に掲げる会議で組織し、これらの会議は相互に連携するものとする。

(1) 地域ケア個別会議

地域包括支援センターが主催する。

(2) 包括ケア会議

各区役所保健福祉課が主催する。

(3) 高齢者支援と介護の質の向上推進会議（地域包括支援に関する会議）

保健福祉局地域福祉推進課が主催する。

(構 成 員)

第4条 地域ケア会議は、次の各号の掲げるもので構成する。

(1) 本人・家族

(2) 民生委員や自治会等の地域住民

(3) 行政職員

(4) 保健・医療・福祉関係者

(5) 介護サービスに関連する事業者や職能団体等

(6) 地域のまちづくり関係団体

(7) 法律関係者

(8) 学識経験者

(所掌事項)

第5条 地域ケア会議では、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの推進に関する事

(2) 個別事例の課題解決を通じた、地域課題の把握に関する事

(3) 関係者とのネットワークの構築、地域づくり・資源開発に関する事

(4) 地域包括支援センターや統括支援センターが対応困難と判断した事例に対する助言及び

専門的・技術的支援に関すること

(5) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

(6) 地域包括ケアのあり方に関すること

(7) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの

(個人情報の保護)

第6条 第4条に定める構成員は、会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともに、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 構成員のうち職務上の守秘義務のないものについては、会議に係る個人情報保護に関する誓約書(様式第1号、以下誓約書という。)を、提出しなければならない。

(暴力団排除)

第7条 地域ケア個別会議及び包括ケア会議の構成員は、北九州市暴力団排除条例及び北九州市安全・安心条例の規定に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

2 暴力団員または暴力団であることが判明した場合は、構成員の委嘱を解除することができる。

(庶務)

第8条 地域ケア会議のうち、地域ケア個別会議及び包括ケア会議の庶務は、区役所保健福祉課において処理する。

2 高齢者支援と介護の質の向上推進会議(地域包括支援に関する会議)の庶務は、保健福祉局地域福祉推進課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。